

賃金上昇は最低賃金の発効日にどう影響を受けたのか？週次求人データを用いた分析

北海道大学 経済学研究院 安部由起子

2026年4月

要旨

2025年度の最低賃金の地方審議会の審議は、発効日が大きくばらつくという、従来にはなかった結果となった。具体的には、栃木県で2025年10月1日に改定後の最低賃金が発効したのに対し、秋田県の発効は2026年3月31日と、最も早く発効した県と最も遅く発効した県の間、半年の開きが出た。実際の賃金は発効日前から上昇し始める可能性もある。本稿は、2025年にはじめて出現した、「引き上げ後の最低賃金額が(ほぼ)決まった状態で、2ヶ月以上後に発効日が到来する」こともありうる環境で、賃上げがいつ起こるのかを、求人情報誌バイトルのパート・アルバイトの求人データを用いて検証する。主要な結果は以下の4点である。第1に、発効日の2週間ほど前まで、発効後の最低賃金(2025年度最低賃金)を下回る求人(未達求人)が全体の10%以上存在した。未達求人割合(発効後の最低賃金を下回る賃金の求人割合)の低下は発効日の3-4週間前に加速し、発効日1週間後にゼロになる。第2に、賃金下限値の分布の5%分位点、10%分位点は、多くの都道府県で最低賃金に等しく、発効日の2週間前以降に新しい最低賃金に向かって上昇し始めるが、それ以前には上昇しないし、発効日以降に新しい最低賃金を上回って上昇することもない。第3に、大半の地域で、賃金下限値の25%分位点、50%分位点(中央値)は、発効日周辺に大きな変化はみられなかった。これらの意味で、最低賃金の発効日は賃上げのタイミングに直接的に影響していた。とりわけ、発効日が遅くなることは、低賃金労働の賃上げの遅れにつながったことを示唆する。

キーワード：最低賃金、発効日、時給下限、週次データ